



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■復興庁政策評価体系</p> <p>政策「復興施策の推進」</p> <p>施策「(6) 東日本大震災被災からの復興に係る施策の推進」</p>				
	政策の達成目標	被災者が取得する代替自動車の増加				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td> <p>延長期間</p> <p>2年間（平成29年4月1日から平成31年3月31日まで）</p> </td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>施策の達成目標に同じ</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>延長期間</p> <p>2年間（平成29年4月1日から平成31年3月31日まで）</p>	同上の期間中の達成目標	施策の達成目標に同じ	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>延長期間</p> <p>2年間（平成29年4月1日から平成31年3月31日まで）</p>				
同上の期間中の達成目標	施策の達成目標に同じ					
政策目標の達成状況	自動車重量税の還付を行った被災自動車の台数約16万台のうち、本特例措置が講じられてから平成26年度末までの間、本特例措置を受けた代替自動車の台数は約6万台					
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成29年度：1,333台</p> <p>平成30年度：1,333台</p>				
	<p>要望の措置の効果見込み</p> <p>（手段としての有効性）</p>	本特例措置を延長することにより、被災者が被災自動車の代替自動車を取得した場合における被災者の負担軽減が図れ、代替購入の促進に資することができる。				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	東日本大震災被災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第46条に基づく措置				
	<table border="1"> <tr> <td>予算上の措置等の要求内容及び金額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</td> <td>—</td> </tr> </table>	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—				
要望の措置の妥当性	本特例措置は、被災自動車の所有者が代替自動車を取得した場合に限り、自動車取得税を軽減するものであり、政策目的達成手段として妥当である。					

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(自動車重量税の免税件数)  平成 25 年度： 4,365 台  平成 26 年度： 366 台  平成 27 年度： 163 台</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置により、被災者が被災自動車の代替自動車を取得した場合における被災者の負担が軽減できる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>被災者が取得する代替自動車の増加</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>被災者が取得する代替自動車の取得数は増加してきているものの、自動車重量税の還付件数に見られる被災自動車の 16 万台と代替自動車の取得台数 6 万台との間には、依然差異がある。これは集中復興期間において土地区画整備事業が整備中であったこと等から、住宅再建が本格化していなかったことが考えられる。今後は、民間住宅等用地の供給の本格化に伴い代替購入は増加するものと考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度創設  平成 26 年度延長  平成 28 年度延長</p>